

令和5年度第5回柏市国民健康保険運営協議会会議録

1 開催日時

令和6年1月11日（木）午後2時から4時まで

2 開催場所

柏市上下水道局庁舎4階大会議室

3 出席者

(1) 委員

百瀬委員（会長），清水委員（副会長），石塚委員，大嶋委員，大塚委員，笠原委員，齊藤委員，坂巻委員，佐藤委員，谷村委員，細井委員

(2) 事務局

ア 特別職等

沖本健康医療部理事

イ 保険年金課

大滝課長，古川副参事，清水副参事，杉野副主幹（企画管理担当リーダー），川井主査（同担当リーダー），布施主査（資格・賦課担当リーダー），占部主査（収納整理担当リーダー），山岸副主幹（後期高齢者医療担当リーダー），芳村主事（企画管理担当）

ウ 健康増進課

浅野課長，有泉副参事，村井副主幹（保健事業担当リーダー）

4 議題

- (1) 令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
- (2) 令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計当初予算について
- (3) 国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 第3期データヘルス計画について
- (5) 保健事業の主な取組みについて
- (6) その他

5 議事（要旨）

事務局から資料に沿って説明を行った。これに対する主な質疑等の内容は次のとおり（()内は発言者）。

(1) 令和5年度柏市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

質疑なし

(2) 令和6年度柏市国民健康保険事業特別会計当初予算について
(質疑：清水副会長)

資料2の26ページにある「試算結果に基づくケース別年間保険料比較【令和6年度】」は、これまでの議論を踏まえた保険料比較という理解でよろしいか。

(応答：杉野副主幹)

御認識のとおり。

(質疑：百瀬会長)

令和6年度歳出予算のうち国民健康保険事業費納付金について、最近提供された県の資料を反映すると本日の資料にある仮係数に基づく金額から約1.2億円増額するとの説明が事務局からあった。これについて、予備費等で調整対応することであったが、財政上の問題が生じないか改めて説明いただきたい。

(応答：杉野副主幹)

予備費は当初予算編成時に見込むことが困難な歳出増に対応するものであり、歳出予算について大きな変更は必要ないと考えている。

(質疑：百瀬会長)

保険料収入は保険料率だけではなく被保険者数の影響も当然受けることとなる。令和5年度は市が予想していたよりも被保険者が減少しているが、令和6年度に関しても減少する可能性があるのか。

(応答：杉野副主幹)

令和6年10月の社会保険の対象拡大や退職年齢の延長による影響があり、被保険者数が減少する可能性は十分にあると考えている。

(質疑：百瀬会長)

被保険者数が減少した場合、令和6年度決算に際して基金繰入金15億3千万円では不足する可能性があるのではないか。

(応答：杉野副主幹)

令和5年度は予備費を1億円計上していたところ、令和6年度は予備費を2億円準備している。そのため、被保険者の減少にも耐えられるものと考えている。

(応答：大滝課長)

担当者の説明への補足として、資料2の6ページを御覧いただきたい。図表中「決算見込④」のうち形式収支を示す「収支差額」が2百万円であることから、予備費が十分でなかった場合は形式収支も赤字となる状況にある。

基本的に予備費は医療費の急増に対応するために計上しているものであるが、平成30年度の都道府県単位化以降の市町村国保の会計は収支ゼロという前提であるため、保険者が見込めないような被保険者数の減少等が加速した場合、赤字決算に近い実態が生じてしまうこととなる。

こうした観点からも、ある程度の弾力性を持たせる予備費は重要であり、令和6年度は予備費を2億円に増額している。

(3) 国民健康保険条例の一部改正について

質疑なし

(4) 第3期データヘルス計画について

(質疑：百瀬会長)

大部分の目標値は、受診率など非常にわかりやすい数値であるが、例えば重複受診や多剤服薬の場合は改善率という目標値が設定されている。これらはどのように算出しているのか。

(応答：有泉副参事)

対象者の改善率は、適正受診へ改善した数を分子、訪問対象者数が分母になっており、訪問した対象者が、どのくらい改善したかを改善率として算出している。

(応答：百瀬会長)

保険料率が統一化されていくと、医療費を適正化しても柏市

の保険料が安くなるわけではない。そのため、保健事業の取り組み方も変わっていくと考えられる。今回新しくポリファーマーシーになりやすい高齢者への対応が加わるということで、しっかりと取り組んでいってほしい。

(質疑：清水副会長)

まず1点、資料4の見えてきた健康課題(1)に記載のある腎不全の主な原因の第2位が糖尿病となっていることについて、知らない人が多いためぜひ周知していってほしい。

2点目が、健康寿命を延ばしていくことが大切で、そのために必要なことは運動ではないか。柏市の中で、できるだけ運動していくチャンスがあると良いと考える。市民が参加しやすいような機会を検討していただきたい。

(5) 保健事業の主な取り組みについて

(質疑：谷村委員)

資料5の6ページ、予約なしによる保健指導の受付を継続とあるが、どこで実施しているのか。

(応答：有泉副参事)

保健指導が必要な対象者のかたに事前に通知をしており、その中で実施している。場所はウェルネス柏で実施している。

(質疑：清水副会長)

資料5の最後のページに記載のある、ヘルシーライフ表彰というのはとても大切なことである。活用、PRをぜひ行ってほしい。広報かしわにも掲載されているのか。

(応答：有泉副参事)

2月に生活健康づくりの特集号があり、そちらに掲載を予定している。

(質疑：清水副会長)

近年、精神的な疾患を抱えたかたが非常に増加している。精神疾患に関する取組についてもぜひ検討いただきたい。

(6) その他

(質疑：百瀬会長)

令和5年度第3回運営協議会で答申した国民健康保険の産前

産後期間相当保険料免除制度について、既に制度が開始されたものと承知している。この制度について、すべての対象者が免除を受けられるように事務体制を工夫されていることと思われるが、その内容について職権適用を含めて具体的にお聞きしたい。

(応答：大滝課長)

柏市では職権適用を基本として事務を進めている。具体的には、出産育児一時金の支給要件と今回の産前産後期間相当保険料免除の支給要件が基本的には同じであるため、出産育児一時金の支給申請等があれば免除対象者として取り扱うことで、大半の対象者は職権適用できるものと考えている。

一方で、社会保険から国民健康保険に切り替わった場合や出産を契機に住所を異動した場合など、出産育児一時金の支給申請等では把握できない一部の事例については申請が必要であることから、電子申請を含めた受付体制を構築している。

(質疑：百瀬会長)

自治体によっては申請を求めているところもあるが、柏市は基本的に職権で適用していくとのことであった。もっとも、一部の事例については申請が必要であることから、住民異動などの届出の際に丁寧な案内をお願いしたい。

(応答：大滝課長)

柏市国民健康保険の資格取得手続きの際に、世帯内に0歳児がいる場合などは、適切に案内してまいりたい。

(質疑：清水副会長)

国民健康保険の産前産後期間相当保険料免除制度について、国民年金でも同様の保険料免除制度が存在している。異なる制度のため困難であると思われるが、対象者の利便性を考慮して一元的な対応は検討できないか。

(応答：大滝課長)

御推察のとおり制度が異なることから、国民年金を所管している日本年金機構において、そうした取組を推進する判断があれば、協力していきたい。

6 傍聴
3名

令和 6年 3月 5日

柏市国民健康保険運営協議会

会長

百瀬優